

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	子ども医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原市は、子ども医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

田原市長

## 公表日

令和7年11月26日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費の支給に関する事務
②事務の概要	<p>田原市子ども医療費の支給条例に基づき、18歳以下の子どもに対し、医療費の一部を支給する。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①子ども医療費受給資格登録及び更新申請書の受理、審査又は請求に対する応答に関する事務 ②田原市子ども医療費支給条例に基づく届出、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ③子ども医療費支給申請書の受理、審査又は請求に対する応答に関する事務 ④Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務</p> <p>・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。</p> <p>・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。</p> <p>・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えてマイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</p>
③システムの名称	福祉システム(子ども医療)、個人住民税システム、統合宛名システム、宛名管理システム、国民健康保険システム、Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
資格情報ファイル、給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第3条第1項、別表1項番2、別表2項番2 田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第3条、第12条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報連携による照会・提供は行わない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	田原市役所 総務部 総務課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3506
-----	---

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	田原市役所 市民環境部 保険年金課 郵便番号441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3514
-----	--

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [ 500人未満 ] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [ 発生なし ] 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[  人手を介在させる作業はない ]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

## 9. 監査

実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> 自己点検 ]	[ <input checked="" type="radio"/> 内部監査 ]	[ <input type="checkbox"/> 外部監査 ]
-------	---	---	-----------------------------------

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  全項目評価又は重点項目評価を実施する ]

最も優先度が高いと考えられる対策	[ <input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]
<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	

当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月7日	IV-1 リスク対策	項目なし	リスク対策を追加	事後	評価書の様式変更による
令和2年2月1日	I-1-③システムの名称	福祉共通システム、統合宛名管理システム、中間サーバ、国民健康保険システム、行政基本システム、個人住民税システム	福祉システム(子ども医療)、個人住民税システム、統合宛名システム、宛名管理システム、国民健康保険システム	事前	システムの更新に係る再実施
令和3年3月22日	II-しきい値判断項目 いつ時点の計測か	令和2年2月1日時点	令和3年3月22日時点	事後	
令和3年3月22日	IV-8 監査	自己点検の実施	自己点検、内部監査の実施	事後	
令和7年11月26日	IV-8 人で介在させる作業	項目なし	<p>人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。</li> <li>・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。</li> <li>・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。</li> </ul> <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため
令和7年11月26日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	内容追記	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)
令和7年11月26日	I-1-②事務の概要	<p>田原市子ども医療費の支給条例に基づき、中学生以下の子どもに対し、医療費の一部を支給する。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①子ども医療費受給資格登録及び更新申請書の受理、審査又は請求に対する応答に関する事務</p> <p>②田原市子ども医療費支給条例に基づく届出、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>③子ども医療費支給申請書の受理、審査又は請求に対する応答に関する事務</p>	<p>田原市子ども医療費の支給条例に基づき、18歳以下の子どもに対し、医療費の一部を支給する。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①子ども医療費受給資格登録及び更新申請書の受理、審査又は請求に対する応答に関する事務</p> <p>②田原市子ども医療費支給条例に基づく届出、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>③子ども医療費支給申請書の受理、審査又は請求に対する応答に関する事務</p> <p>④Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務</p> <p>・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。</p> <p>・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。</p> <p>・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。”</p>	事前	支給対象の追加による文言の変更 システムの追加による
令和7年11月26日	I-1-③システムの名称	福祉システム(子ども医療)、個人住民税システム、統合宛名システム、宛名管理システム、国民健康保険システム	福祉システム(子ども医療)、個人住民税システム、統合宛名システム、宛名管理システム、国民健康保険システム、Public Medical Hub (PMH)	事前	システムの追加による
令和7年11月26日	II-8. 入出を介在させる作業	項目なし	リスク対策を追加	事後	評価書の様式変更による
令和7年11月26日	II-11. 最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	対策を追加	事後	評価書の様式変更による